

男性労働者の育児休業等取得状況の公表

育児・介護休業法の改正により、従業員が 300 人を超える企業の事業主は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年 1 回公表することが義務付けられました。

一般財団法人労災サポートセンターの 2025 年度における男性労働者の育児休業等取得率を次のとおり公表します。

公表前事業年度	2025 年度 (2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)
男性労働者の育児休業等取得割合	—

公表日：2026 年 6 月 1 日